

Ⅲ. 事 故 対 策 編

第1章 重大事故発生時の防災関係機関の措置

突発的な重大事故に対応するため、各機関のとるべき基本的な措置を予め定め、事故発生時には状況に応じ、各機関が役割を果たすものとする。

1. 重大事故発生時の関係機関の措置

機 関 名	重大事故発生時の措置
仁淀川町	(1) 現地における応急的医療施設及び収容施設等の設置 (2) 死傷者の捜索、救出、搬出 (3) 災害現場の警戒 (4) 関係機関の実施する搬送等の調整 (5) 日本赤十字社高知県支部地区長又は分区長に対する協力要請 (6) 遺体の処理（遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理） (7) 身元不明遺体の処理
高吾北 消防本部(署)	(1) 災害現場での人命捜索活動 (2) 災害現場での救助活動 (3) 負傷者等への応急処置活動 (4) 現地医療班又は医療機関への負傷者等の搬送 (5) その他住民の生命・身体の保護に関する活動
県	(1) 消防防災ヘリコプターによる状況調査、救助活動 (2) 救急医療についての総合調整 (3) 救助、救急医療、死傷者の収容処理 (4) 医療及び遺体の処理に要する資機材の調達 (5) 公立医療機関に対する出動要請 (6) 日本赤十字社高知県支部に対する出動要請 (7) 医師会及び歯科医師会に対する協力要請 (8) 薬剤師会に対する医薬品の供給及び薬剤師の派遣要請
佐川警察署	(1) 被害情報の収集及び伝達 (2) 救出・救護及び行方不明者の捜索 (3) 避難誘導 (4) 被害拡大防止 (5) 緊急交通路確保等の交通規制 (6) 遺体等の捜索、収容 (7) 遺体の検視 (8) 広報活動 (9) その他必要な警察活動

自衛隊	(1) 死傷者の救出及び搬送等の支援 (2) 救護班、救援物資等の輸送支援
医療機関	(1) 医療の実施 (2) 傷病者に対する看護
日本赤十字社 高知県支部	(1) 現地医療の実施 (2) 傷病者に対する看護 (3) 輸血用血液の確保
医師会 歯科医師会	(1) 医療施設の確保 (2) 所属医師の派遣
薬剤師会	(1) 医薬品の供給及び薬剤師の派遣
西日本電信 電話(株)	(1) 緊急臨時電話の架設
四国電力(株)	(1) 照明灯等の設置

※この表に記載のない指定地方行政機関等の実施する措置については、
各機関の業務計画等による。

2. 災害対策本部の設置

- (1) 災害の規模が大きく、町長がその必要を認めたときに、災害対策本部を設置する。
- (2) 町長（本部長）の判断により、必要に応じ現地災害対策本部を設置する。

第2章 道路災害対策

第1節 予防対策

1. 防災関係機関との連携

町は、道路管理者、警察、県、周辺市町村等の防災関係機関と連携して、道路交通の安全確保のための情報収集・伝達に努める。

2. 実践的な防災訓練の実施

町は、道路管理者が実施する実践的な防災訓練に参加するとともに、県、周辺市町村、警察その他の防災関係機関との連携を図る。

第2節 応急対策

1. 道路管理者

- (1) 危険物等の流出による二次災害の恐れのある場合は、他の防災関係機関と協力し、直ちに防除活動や住民の避難誘導などの必要な措置を講じる。
- (2) 事故発生直後における負傷者の救助・救急活動に協力する。
- (3) 災害の状況、施設の復旧状況などの情報を収集し、的確に関係者へ伝達する。(被害情報等の収集伝達系統参照)

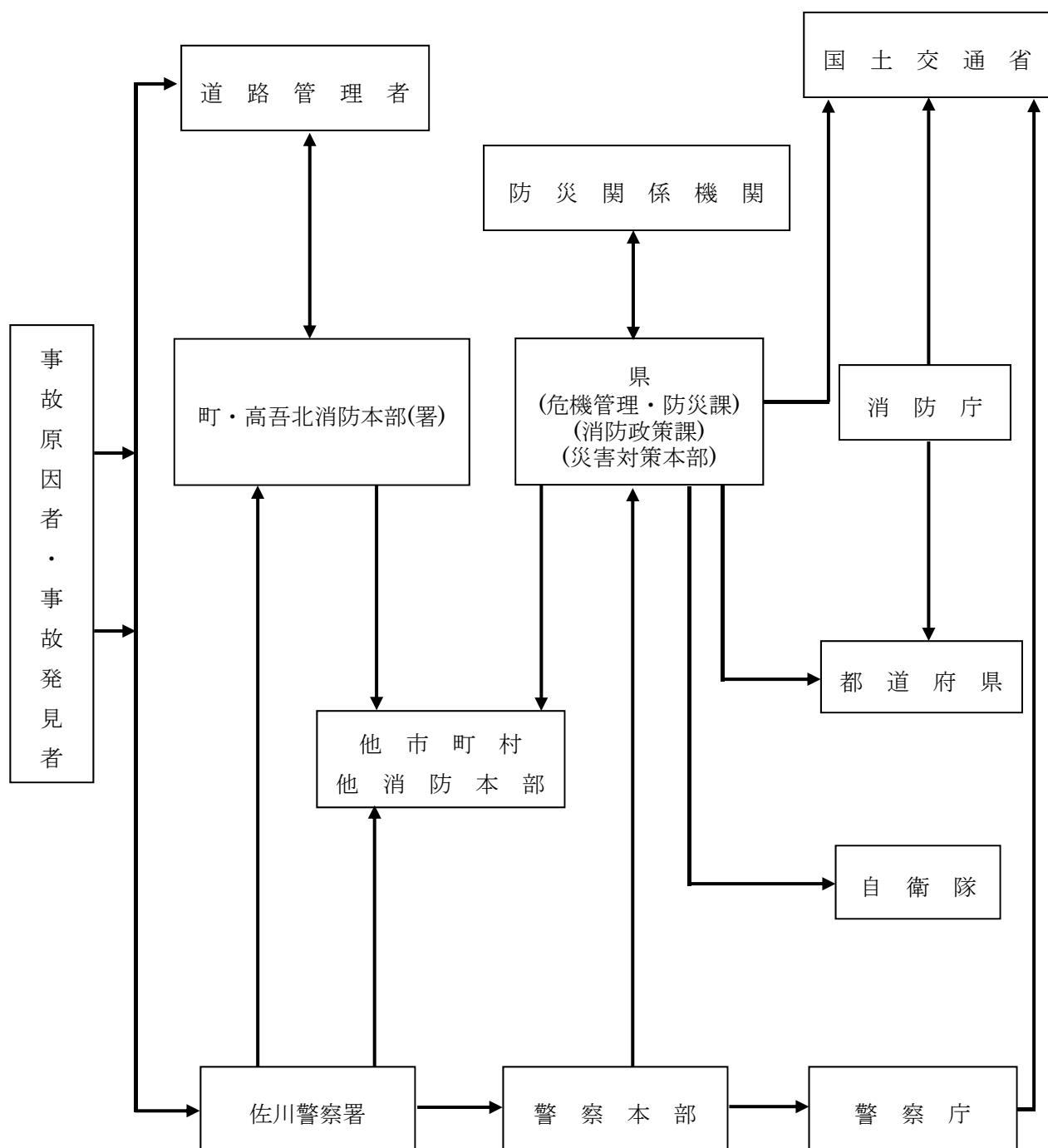
2. その他の防災関係機関

町は、県その他の防災関係機関と連携し、状況に応じ、第1章に定める応急対策を実施する。

3. 災害対策本部の設置

- (1) 災害の規模が大きく、町長がその必要を認めるときに、災害対策本部を設置する。
- (2) 町長（本部長）の判断により、必要に応じ現地災害対策本部を設置する。

*被害情報等の収集伝達系統



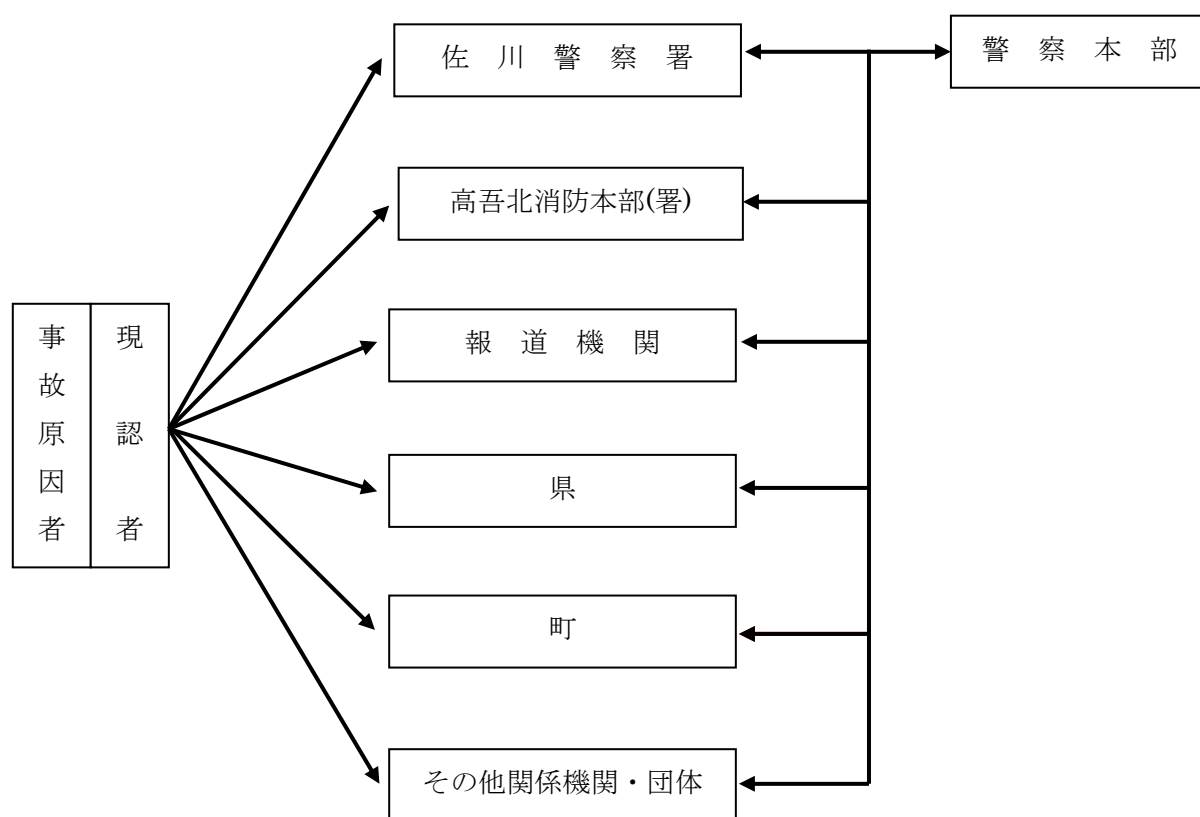
第3章 陸上における流出油災害対策

第1節 予防対策

1. 情報の収集・伝達

陸上において流出油災害が発生するか又は発生する恐れがある場合の情報の収集と伝達経路について定める。

＊通報連絡系統（陸上における流出油事故発生時）



2. 町と関係機関等の活動

町は、関係機関及び民間企業等と連携して、次のことを行う。

- (1) 危険物等保管施設の状況把握
- (2) 防除活動に必要な資機材等の状況把握
- (3) 応急対策計画の検討

第 2 節 応急対策

1. 防除活動

- (1) 事故原因者及び高吾北消防本部(署)等の関係機関は、流出油の拡散防止、回収及び中和処理、火災の防止等の措置を講じる。
- (2) 防災関係機関は、必要に応じ本編第 1 章に定める措置を実施する。

2. 住民の安全確保

町は流出した油により、住民の生命及び保健衛生上に危害が生じたとき、又はその恐れがあるときは、負傷者の救出、警戒区域の設定、避難の指示、広報等の応急対策を実施する。

3. 災害対策本部の設置

- (1) 災害の規模が大きく、町長がその必要を認めるときに、災害対策本部を設置する。
- (2) 町長（本部長）の判断により、必要に応じ現地災害対策本部を設置する。

第4章 危険物等災害対策

この計画において危険物等の定義は、以下の通りとする。

- | | |
|---------|------------------------|
| ① 危険物 | 消防法第2条第7項に規定されているもの |
| ② 高圧ガス | 高圧ガス保安法第2条に規定されているもの |
| ③ 火薬類 | 火薬取締法第2条に規定されているもの |
| ④ 毒物・劇物 | 毒物及び劇物取締法第2条に規定されているもの |

第1節 危険物災害予防対策・応急対策

1. 規制

- (1) 危険物施設に対する立入検査及び保安検査を実施し、法令上の技術基準の遵守を徹底する。
- (2) 危険物施設内の危険物取扱いについては、危険物所有者が行い、それ以外の者の場合には、資格をもった者の立ち会いを徹底する。
- (3) 警察と連携して、危険物運搬車両の一斉取締まりを実施する。

2. 指導

- (1) 予防規程の策定を指導する。
- (2) 危険物施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。
- (3) 災害発生時における災害の拡大防止のための施設、設備の整備及び緊急措置の要領の策定など、当該危険物施設の実態に応じて必要な措置を講ずるよう指導する。

3. 自主保安体制の確立

- (1) 大規模な危険物施設事業者に対し、自衛消防隊の組織化を推進するとともに、活動要領を策定するなど、自主的な防災体制の確立について指導する。
- (2) 危険物施設事業所に対して、保安教育、消火訓練等の実施手法について指導する。
- (3) 危険物に応じた消火薬剤、流出処理剤等の防災資機材の備蓄について指導する。
- (4) 緊急時の情報連絡を密にするため、無線設備、重要電話回線その他の方法による緊急連絡体制の設備、手段の確保を指導する。

4. 啓発

危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者の有資格者に対し、取扱作業の保安に関する講習会、研修会を実施し、危険物取扱者の資質の向上、保安意識の高揚に努める。

5. 応急対策

(1) 町

ア 関係機関と密接な連携を図り、所管する危険物の安全管理、施設の使用停止等の緊急措置を行う。

イ 施設管理者と密接な連携を図り、災害の拡大防止を図るため自衛消防隊組織による災害状況把握と安全措置を指導するとともに、消火、救出、医療・救護活動、警戒区域の設定、避難、広報等の必要な応急対策を実施する。

(2) 施設管理者

ア 町に被害状況、応急対策活動、災害対策本部設置状況等を報告する。

イ 速やかに、職員の動員配備、情報収集・連絡、応急体制の確立等、災害の拡大防止のための必要な措置を行う。

ウ 消防機関の到着に際しての車両誘導、爆発、引火、有毒性物品の品名、数量、保管場所等の報告を行う。

エ 大量の危険物が河川などに流出した場合は、必要な資機材を用い、危険物の拡散防止等の流出を最大限に抑える措置を講じる。

第2節 高圧ガス災害予防対策・応急対策

1. 情報の収集

町は県と連携して、高圧ガス関係団体の自主保安活動、消火薬剤、保護具等の防災資機材の整備状況、緊急時連絡体制等の防災情報を収集し、防災対策を実施する際に役立てる。

2. 啓発

各種の研修会、講習会を実施するほか、防災訓練等の実施を含め関係者の保安意識の高揚を図る。

3. 応急対策

(1) 町

施設管理者と密接な連携を図り、災害の拡大防止を図るため消火活動、負傷者の救出、警戒区域の設定、避難の指示、広報等の必要な応急対策を実施する。

(2) ガス施設管理者

ア 県及び町に被害状況、応急対策活動、災害対策本部設置状況等を報告する。

イ 速やかに、職員の動員配備、情報収集・連絡、応急体制の確立等、災害の拡大防止のための必要な措置を行う。

ウ 消防機関の到着に際しての車両誘導等を行うとともに施設等の状況について報告し、消防機関の指示に従い防災活動を実施する。

第3節 火薬類災害予防対策・応急対策

1. 情報の収集

町は県と連携して、火薬類の取扱従事者の自主保安活動、緊急時連絡体制等の防災情報を収集し、防災対策を実施する際に役立てる。

2. 啓発

各種の研修会、講習会を実施するほか盗難防止訓練の実施、ポスターの配布等を行い関係者の保安意識の高揚を図る。

3. 応急対策

(1) 町

施設管理者と密接な連携を図り、災害の拡大防止を図るため消火活動、負傷者の救出、警戒区域の設定、避難の指示、広報等の必要な応急対策を実施する。

(2) 施設管理者

ア 県及び町に被害状況、応急対策活動、災害対策本部設置状況等を報告する。

イ 速やかに、職員の動員配備、情報収集・連絡、応急体制の確立等、災害の拡大防止のための必要な措置を行う。

第4節 毒物・劇物災害予防対策・応急対策

1. 情報の収集

町は県と連携して、毒物劇物営業者の防災情報を収集し、防災対策を実施する際に役立てる。

2. 啓発

各種の研修会、又は農薬危害防止運動月間等を通じ、毒物・劇物に関する知識の普及など関係者の保安意識の高揚を図る。

3. 応急対策

(1) 町

施設管理者と密接な連携を図り、災害の拡大防止を図るため消火活動、負傷者の救出、警戒区域の設定、避難の指示、広報等の必要な応急対策を実施する。

(2) 施設管理者

ア 県及び町に被害状況、応急対策活動、災害対策本部設置状況等を報告する。

イ 速やかに、職員の動員配備、情報収集・連絡、応急体制の確立等、災害の拡大防止のための必要な措置を行う。

ウ 毒物・劇物等を安全な場所に移す余裕のある場合には、これに移し、かつ見張人をつけ、安全な防火の措置を講じる。

第 5 節 住民の安全確保のための体制整備

(1) 町

ア 町は、県の協力を得て地域の防災的見地から危険物等災害にかかる調査を行い、危険物の防除方法や災害発生時にとるべき行動などの防災知識を地域の住民に普及する。

イ 町は、地域住民の避難誘導計画を作成するとともに、防災関係機関、事業者及び住民と連携した避難訓練を実施する。

(2) 事業者

ア 事業者は、危険物の防除方法など必要な情報を、予め町に提供する。

イ 事業者は、災害発生時に地域住民に提供すべき情報について予め整理しておき、災害発生後は、迅速に町等関係機関に情報提供する。

第5章 原子力事故災害対策

本章における原子力事故災害対策は、愛媛県に所在する「伊方発電所」での事故を対象とする。他の発電所において事故が発生し、町への影響があると予測される場合には、本章を準用して対応する。

第1節 予防対策

1. 情報収集体制の整備

町は、平時から原子力事故災害の発生に備え、県を通じて、原子力防災に関する情報の収集や事故発生時の連絡が円滑に行える体制を整備する。

2. 住民等への情報伝達体制の整備

町は県と連携して、原子力事故災害の正確な情報を住民等に対して確実かつ速やかに伝達できるよう、情報伝達体制の整備を図る。

3. 安定ヨウ素剤の備蓄及び管理体制の整備

町は、県と協議のうえ、放射性プルーム通過時に必要となる安定ヨウ素剤の備蓄及び管理方法を定める。

※ 放射性プルーム：気体状（ガス状あるいは粒子状）の放射性物質が大気とともに煙突からの煙のように流れる状態。

4. 広域的な避難対策等の整備

町は県と連携して、県内外からの避難者を想定し、一時的に受け入れる避難所及び長期的に受け入れ可能な避難場所について、予め選定する。

5. 物資の備蓄

町は県と連携して、原子力事故災害の発生も想定した必要な物資の備蓄に努める。

6. 観光対策の整備

町は県と連携して、原子力事故災害発生時における空間放射線量率等の検査、測定結果を、各観光施設がインターネット等で広く情報発信できるよう体制を整備する。

第2節 応急対策

1. 情報収集

町は県を通じて、原子力事故災害に関する情報を速やかに収集する。

2. 情報伝達

- (1) 町は、住民等に対して、防災行政無線、広報車等のあらゆる情報伝達手段を活用して、原子力事故災害に関する状況や屋内退避等の指示など、必要に応じて、速やかに伝達する。
- (2) 町は、県との連絡を密にし、原子力事故災害関連の情報の一元化を図る。

3. 防護活動

(1) 屋内退避と避難

町は、県の指示を受け、または事故の状況や放射性物質の拡散予測等を踏まえ、独自の判断により必要と認めた場合には、住民等への屋内退避または避難等の指示を行う。この場合、屋内退避や避難を要する区域の設定や避難先、その他必要事項について、県と調整を行う。

(2) 安定ヨウ素剤の配布と服用

町は、国の決定した方針または県の判断により必要と認めた場合には、県と協力し、対象となる住民等へ安定ヨウ素剤を配布し、服用の指示を行う。

(3) 防災関係機関との協力

町は、県と連携し、住民等の避難や物資の搬送等、応急対策活動を迅速かつ円滑に行うために、防災関係機関との調整を図る。

(4) 災害時要配慮者への配慮

町は、県の助言や必要な支援を受け、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、児童、外国人、その他災害時要配慮者について十分に配慮した応急対策活動を実施する。

4. 広域的な避難対策と支援要請

(1) 県内での広域的な避難

県内の他の市町村への避難が必要と判断した場合は、避難について、受入先となる市町村と、直接協議する。

(2) 県外への避難と支援要請

県外への避難が必要と判断した場合は、避難に関し、県に対して他の都道府県と協議するよう求める。

(3) 他県からの避難者受け入れ

他県から避難者受け入れの要請があった場合、町は県と連携して、調整のうえ、避難所の開設または避難者用住宅の提供を行う。

(4) 生活支援と情報提供

町は県と連携して、住居や生活、医療、教育、介護など避難者の多様なニーズを把握するように努め、必要な支援を行う。

5. 物資の調達と供給活動

(1) 町は県と連携して、備蓄物資及び調達した物資について、被災者への供給を行う。

(2) 町において物資が不足した場合、県へ物資調達の支援要請を行う。

6. 県内産品の検査と観光対策

(1) 県内産品の検査実施

町は、予め整理した農林水産物等の県内産品の検査結果を速やかに入手し、必要に応じて住民等に対して伝達する。

検査品目の結果が基準値を超過した場合、速やかに公表するとともに、国や県及び各関係機関との協力のもと、迅速に採取、出荷の自粛及び規制を行い、適正な流通を確保する。

【飲食物ごと、放射線核種ごとに摂取制限等実施する基準（OIL6）】

核種	飲料水、牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、 その他
放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg (根菜、芋類除く)
プルトニウム及び超ウラン 元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg

資料：高知県原子力災害避難等実施計画

(2) 観光対策

町は県と連携して、検査、測定結果について、速やかにかつ分かりやすい形で、ホームページ等様々な広報媒体や報道機関を通じて公表するとともに、各観光施設においても情報発信できるよう情報提供を行う。

避難等により、観光施設を閉鎖する場合であっても、継続的な情報発信による広報活動を行う。

第3節 復旧対策

1. 情報収集の継続

町は、県が実施した原子力事故災害による放射性物質または放射線に関する各種数値の評価等に基づいて設定された住民等の健康対策や除染等の活動に資するためのデータを平常時の状態に戻るまで継続的に収集する。

2. 放射性物質による汚染の除染及び汚染廃棄物の処理

町は、国が示す除染基準や、放射性物質により汚染された廃棄物の処理方針に則って、国や県と協力し、必要な除染作業や汚染廃棄物の処理を行う。

3. 広域的な避難対策と支援

(1) 避難者への支援

町は、県と協力して、市町村域を越えての避難者及び県外からの避難者について、健康調査やメンタルヘルスケア及び生活上の困難等について、継続的に聞き取り調査等を行い、必要な支援を行う。

(2) 避難の解除

町は、県からの避難解除の要請を受けて、避難の解除を行う。

4. 風評被害への対策

町は、県と連携して、町内製品の安全宣言や観光客の誘致に向けた安全性のPR等に協力する。

第6章 その他の災害対策

1. 健康危機

- (1) 食中毒や感染症、飲料水、有害物質等による健康被害の発生により住民の健康被害が発生した場合は、県と連携して対策を行う。
- (2) 健康被害の規模が大きく、町長がその必要を認めるときは、災害対策本部を設置し、総合的な応急対策を実施する。

2. 予期しない原因による災害

予期しない原因による大きな被害が発生し、町長がその必要を認めるときは、災害対策本部を設置し、総合的な応急対策を実施する。その際、県に対して情報提供、支援要請等必要な措置を講じる。